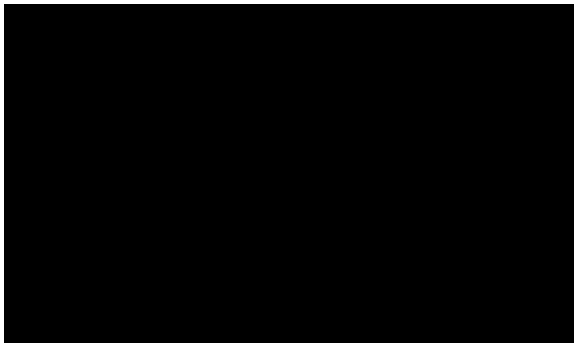


申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回



団体情報から転記



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 鈴木 栄

分類

既存採択団体

法人番号

8010405011146

団体コード

申請団体の住所

東京都品川区上大崎3-2-1 目黒センタービル8階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申しやてません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報						
申請団体						
資金分配団体						
資金分配団体	事業名（主）	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業				
	事業名（副）					
	団体名	一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ	コンソーシアムの有無	なし		
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業				
事業の種類2						
事業の種類3						
事業の種類4						

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
○	⑨ その他	
○	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	○ ④ 働くことが困難な人への支援	
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
	⑥ 女性の経済的自立への支援	
	⑨ その他	
○	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	⑨ その他	
	その他の解決すべき社会の課題	就労が困難な若年層は(1)全体に当てはまると考えている。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	本事業は、不登校、ヤングケアラー、児童養護施設退所者など、複雑な状況を背景に就労が困難な若年層へ、挑戦と安定就労の機会を継続的に提供できる仕組みを地域に根付かせることを目指す。8.6に限定しないが、就労の職業訓練、当事者と企業とのマッチング、就労後の定着支援などは、本項目に資する。
4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	本事業は、不登校、ヤングケアラー、児童養護施設退所者など、複雑な状況を背景に就労が困難な若年層へ、挑戦と安定就労の機会を継続的に提供できる仕組みを地域に根付かせることを目指す。4.4に限定しないが、キャリア教育、適切な機会の提供を通じたスキルや自己肯定感の促進などが、本項目に資する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	161/200字
社会的なインパクトが最大化されるとともに、民間の資金や経営支援の知見、並びに同知見を有する人材が還流される社会の実現を目指す。 教育や若者の就労支援、育児や女性の活躍、地域コミュニティの発展、など次世代の育成を通じて日本の社会基盤の安定に資する分野に重点を置き、ビジネス・ソーシャルの両セクターの橋渡しを行う役割を果たす。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
PE・VC・コンサル出身者を中心に、インパクトの拡張性、社会課題の解決を目的とする社会性、解決策の革新性、事業モデルの持続性、を備えた社会的事業を、最短半年、長ければ数年かけ候補団体と協議を重ね厳選した上で、数千万円の資金提供、数年の経営支援、成果志向のモニタリングを通じ、継続的な社会的インパクトの最大化を目指す。計16団体に経営支援し11団体が卒業済、卒業後も多くが継続的にインパクトを拡大中。	

II.事業概要						国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	実行団体の経営陣及び職員、業務委託者、ボランティア参加者						(人数)	100人程度（実行団体あたり25人と置いた場合で試算）	
最終受益者	複雑な状況を背景に就労が困難な若年層の方々 例）不登校、ヤングケアラー、児童養護施設退所者、など						(人数)	左記に上げた例に限定しても75万人（不登校児童約42万人、中高生ヤングケアラー約29万人、要保護児童約4万人、など）	

事業概要	本事業の実行団体は、複雑な状況を背景に就労が困難な若年層に、挑戦と安定就労の機会の提供を行う団体。 こうした若年層は75万人以上存在し、短期離職・低賃金・非正規雇用等に陥りやすい。これは、個人の不利益に留まらず、社会保障制度の維持が一層困難化する等、社会全体にも影響を及ぼす。 その背景は、本人・家庭、職場、社会など、広く、多様で複雑。諸々の問題の解決に向け、多くの支援団体や行政の取組があるが、まだ十分ではない。 特に個々の支援団体は、情熱を持ち取り組んでいるが支援内容と量が不足する。個々の支援団体を強化するには、事業費に加え、運営費、および組織強化の資金とノウハウの不足が大きな課題である。 これに対しSIPは過去12年間、資金と経営支援をセットで提供し、支援後も団体が継続的に拡大する実績からその有用性と、その中でも重点的な5つの支援の力点を経験則として確認してきた。 一方、SIPの既存プログラムは有用だが、普及に課題もある。本事業では、就労支援で活用できる普及モデルを構築し、広く地域に根差した支援提供に寄与したい。 本事業終了後は、資金と経営力が不足していた団体が、受益者拡大と、事業・財務基盤を構築・強化し今後の拡大が見える状態の実現を目指す。 加えて、本事業を通じ得られた各団体の成長や支援方法の学びは、体系化し、他の実行団体や中間支援団体が活用できる形で社会に公開する。
595/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	880/1000字
・安定的な就労に向け困難を抱える若年層は多く存在している。例えば、不登校児童生徒は約42万人、中高生ヤングケアラーは約29万人、要保護児童は4万人いる。こうした方々は、就労に困難を抱える傾向がある。例えば若年層の児童養護施設の退所者の1年以内離職率は43%、手取月収20万円未満は70%、非正規雇用割合は50%である。 ・これは個人の不利益に留まらず、社会制度の維持の一層の困難化など、社会全体にも影響を及ぼす。 ・その背景は広く、多様で複雑である。下記は一例として記載する。 ー本人・家庭：個人ごとの発達・学習の特性、貧困やケア負担、養育環境からのPTSD、愛着形成機会の逸失等を背景に、不登校・中退増加、キャリア教育や挑戦・体験の格差が生じる。 ー職場：合理的配慮の低認知、業務設計や定着支援の難しさ等を背景に、多くの職場が支援に取り組めない、取り組んでも雇えない/定着しないとなり、低給与、高離職率につながる。 ー社会：縦割り構造や制度の限界、甘え・自己責任論の風潮、基盤となる家庭・地域の揺らぎ等を背景に、支援を受けられない、社会的弱者の立場での固定化等が生じる。 ・これらの問題の解決には、多くの支援団体の個別レベルでの取り組み、行政と団体との連携/団体間での連携、社会全体・国民レベルでの取り組み等があるが、まだ十分ではない。 ・特に、各支援団体を強化するには、事業費に加え、運営費、および、組織強化の資金とノウハウが足りていないことが大きな課題と考えている（支援団体は、当事者に支援を提供するための事業費の不足、人手の不足、まずは当事者を助けることに注力している、という状況） ー資金：小規模な団体が多く、大きな団体も限定的。収益規模の中央値は認証法人で600万円、認定・特例認定法人で2,700万円（業界は限定せず） ー経営力：成長著しく、国の会議等で代表が諮問されている団体でも、創業者・代表はビジネス経験がない/少ない状態が多い。現状の財務基盤の弱さや事業の先行きの見通し辛さから、人材の確保と定着が難しく、経営力が向上しにくい。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
上記の通り、縦割り構造や制度の限界を背景に問題は生じる。 個々の団体の資金・経営力に対する取り組みも、以下の特徴がある。 ・資金：助成金はあるが、単年度成果報告型で使途制約が厳しいものが多く、複数年に跨る事業・財務基盤強化が難しい。IT助成等も投資できても運営・維持費が賄い辛い。 ・経営力：経営支援に踏み込むものが少なく、研修や、資金使途の監査によるモニタリングが中心で、経営力強化がなされにくい	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	158/200字
過去12年間、数千万円の中長期の成長資金と高い経営スキルの伴走型での投入のセットが社会的インパクトの継続的拡大を生むと仮説を立てた。その後の活動で、支援団体の社会的インパクトが約2～10倍へ継続的に拡大し、数千万円の中長期資金＋経営支援のセット提供の有用性と、中でも重点的な5つの支援内容を経験則として確認してきた。	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
・SIP既存プログラムは有用だが、普及には課題もある。本事業は、就労支援で活用できる普及モデルを構築し、広く地域に根差した支援提供に寄与したい ・本事業は資金と経営力が不足していた団体が、受益者拡大と事業・財務基盤を構築・強化し拡大が見えている状態が実現していることを目指す ・学びとなる点は、他の実行団体や中間支援団体が活用できる形で社会に公開していく これは公募要領の目指す姿に資すると考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
就労が困難な若年層の一部の対象者に提供されていたサービスが、より多くの受益者に届いている その際に、民間企業・個人から十分な資金と経営支援が実行団体に提供されており、十分に多くの実行団体が受益者拡大と事業・財務基盤の構築ができている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
受益者が拡大している		実行団体のサービスの受益者		採択する団体により異なる			第2段階開始時点で決定するが拡大を目指す

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体の事業基盤が構築・強化されている		休眠預金からの支援がなくとも、継続拡大できる事業基盤がある実行団体数		0			4
実行団体の財務基盤が構築・強化されている		休眠預金からの助成金が無くとも、継続拡大できる財務基盤がある実行団体数		0			4
実行団体が拡大の道筋をたてられている		実現可能な拡大の計画をたてることができている実行団体数		0			4

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
・実行団体の公募・審査を行っており、資金支援は想定しない。	2025年11月～2026年3月	29/200字
・第1段階として、資金計画書に基づく助成金を資金分配団体から第1段階に採択した実行団体へ交付する。4団体想定 ・実行団体は、第1段階採択時に付す第2段階を開始する条件の解消のための、人件費、調査研究費、旅費交通費、業務委託費、等にその助成金を充てる。	2026年4月～2026年9月	125/200字
・第2段階として、資金計画書に基づく助成金を資金分配団体から第2段階に採択した実行団体へ交付。最大4団体を想定 ・実行団体は、戦略・事業計画を実行する組織体制構築・強化やノウハウ取得を行うための、人件費、旅費交通費、広告宣伝費、業務委託費、等に助成金を充てる。 ・主な活動は、営業・マーケティング人材の獲得やPR強化、ファンドレイズ人材の起用、ITの導入・構築・運用、経営管理強化、人事制度設計など。	2026年10月～2027年9月 (第1段階で付す条件が解消次第第2段階を開始するため、最早では2026年4月開始)	200/200字
・構築した経営管理モデルをベースに進捗状況をモニタリングの上、助成金を資金分配団体から実行団体へ交付する。 ・実行団体は、事業の拡大や、上記の人材獲得や各種強化のために、人件費、旅費交通費、広告宣伝費、業務委託費、等に助成金を充てる。	2027年10月～2028年9月	117/200字
・構築した経営管理モデルをベースに進捗状況をモニタリングの上、助成金を資金分配団体から実行団体へ交付する。 ・実行団体は、事業の拡大や、上記の人材獲得や各種強化のために、人件費、旅費交通費、広告宣伝費、業務委託費、等に助成金を充てる。	2028年10月～2029年3月	117/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
・実行団体の公募を行い、SIPが従来DD項目としてきた、インパクト定義、ロジックモデル、インパクト拡大の意志、事業収支、インパクト定義、事業の持続性・経済性、経営チーム等を検証し、評価に基づき選考する。型化できない課題は避ける。 ・上記に際し、SIP知見や5つの力点の協働例、工夫した応募書類などを積極的に共有し、動画の公開共有や対話の積極実施等により、短期間で多数の団体から良い応募申請を得る。	2025年11月～2026年3月	198/200字
・第1段階として、第1段階採択時に提示する、第2段階開始条件の解消を支援する。 ・具体的には、DDの残論点の検証、事業・財務基盤を構築するための戦略・事業計画の改善、組織体制の構築準備等を行う。 ・第2段階の採択を第1段階採択団体内から行う。なるべく多く第2段階に進めるように支援する。	2026年4月～2026年9月	143/200字
・第2段階1年目として、第2段階に採択した実行団体へ、戦略と事業計画の実行、組織体制の構築・強化やノウハウ共有を行う。 ・主な活動は、初期100日プランの実行、100日プラン実行を受けたPDCAの推進、推進体制・基盤構築などを行う。 ・推進は、各種定例会議や、重要事項のプロボノと連携したプロジェクト組成、四半期詳細レビュー等を通じて行う。	2026年10月～2027年9月 (第1段階で付す条件が解消次第第2段階を開始するため、最早では2026年4月開始)	170/200字
・第2段階2年目として、事業運営の強化・安定化を行う。 ・主な活動は、1年目の振り返りと、2～3年目の事業計画の調整、強化すべき点への注力、3年目に向けた戦略・基盤の定着化、突発的問題への対処などを行う。 ・推進は、各種定例会議や、突発的に生じる問題へのPDCA支援、四半期レビュー等を通じて行う。	2027年10月～2028年9月	149/200字
・第2段階3年目として、継続拡大のための調整と計画策定を行う。継続成長の基盤を確立し終える。 ・主な活動は、組織で自立しての運営に向けた支援、卒業後のインパクト継続拡大に向けた事業計画の調整・策定、知見の集約化と発信、など。 ・推進は、各種定例会議や、卒業レビュー、ノウハウの形式知化、等を通じて行う。 ・また、事業完了報告として、社会的インパクト評価の実施・インパクトレポートの発行を行う。	2028年10月～2029年3月	196/200字
・本事業を通じて得られた協働方法や各団体の成長プロセスで学びとなる点を、体系化し、他の実行団体や中間支援団体が活用できる形で社会に公開する	2028年10月～2029年3月	69/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・主に当団体と実行団体のウェブサイト・SNS等で関係者へ発信する。 ・本事業期間に閉じずその後も活用・閲覧可能な、動画や記事でも発信する。 ・当団体や実行団体に対するマスメディアやウェブ媒体等の取材も通じて本事業の成果を発信して、広く行政、企業、社会的企業、などに対する普及も図っていく。 ・PRコンサルティングのプロボノパートナーとも連携し広報戦略を検討した上で、発信を行う。	189/200字
連携・対話戦略	・本事業の推進にあたり、弊団体のプロボノパートナーとの連携や、SIPが持つ他の中間支援団体・実行団体・有識者とのネットワークに対する接続を積極的に行う。 ・本事業の成果として各団体の成長プロセスや支援方法で学びとなる点は、本プログラムに参加していない実行団体や中間支援団体にも共有する。具体的には弊団体のメンバーが参画している各種協会を含め多様な場で成果を共有し議論を重ねる。	188/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	・本事業を通じて革新した手法を積極的に活用し、一層の社会的インパクトの拡大に努める。それと並行して、継続的に支援方法は革新・拡大を実施していく。 ・従来の活動や本事業を通じて得たノウハウは体系的に動画・記事・資料等にまとめてオープンソースとして発信する。 ・こうした活動を通じて、より多くの企業・個人に、社会的インパクトを創出する団体の貢献価値、企業・個人自身が提供できる経営支援や資金の価値を認識してもらい、求められれば（将来的には能動的に）経営支援や資金支援に向けて動いてもらえるように、SIPとしても支援自体や知見・活動の共有・発信を行う。	273/400字
実行団体	・第2段階を終えた実行団体は、社会的インパクトを継続拡張できる事業・財務基盤が構築できている。具体例は以下の通り。 - ー営業戦略を実行・見直しの上、着実にサービスが拡大している - ーITが構築・導入され利用拡大が進んでいる - ーFR体制を構築・強化し、継続的に資金を集める組織体制と支援者基盤が形成されている ・仮に、第2段階に採択されず第1段階で終了する実行団体は、インパクト拡張に対し、課題とすべきことが整理された状態となっている。整理された課題を解決し、自己成長や他の中期的な資金・非資金支援につながるための活動を行う事ができる。 ・なお、SIPは、第1段階と第2段階に採択した実行団体とは本事業期間終了後も、社会的インパクトのモニタリングや定期的な協議は重ね、インパクト創出を支援する	346/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	680/800字
【ベンチャーフィランソロビー事業】 日本財団と共同で設立・運営（※）してきた日本ベンチャーフィランソロビー基金（JVPF）を通じ、12年間（2013年3月～2025年3月）で合計16団体に対し、1団体あたり20～50百万円、総額442百万円を拠出。資金拠出先団体の社会インパクト拡張を目指しインパクト指標を設定、達成状況をモニタリングしながら資金拠出と経営支援を実施。 24年3月時点で支援終了7団体のうち6団体が支援終了後の自走状態においてもインパクト拡大を継続中。 ※2023年より日本財団の本事業は一般財団法人社会変革推進財団（SIIF）に移管され、現在はSIIFとソーシャル・インベストメント・パートナーズ（以下、SIP）にて運営 【24年3月時点の支援終了団体の主な実績（SIPの支援期間）：初年度を1倍とした時のKPIの変化率】 特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール（2013.12～2017.3）：年間延べ利用者数 8.1倍 株式会社AsMama（2015.9～2019.8）：子育てシェア会員累計登録者数 2.8倍 認定NPO法人Teach For Japan（2015.1～2019.12）：フェロー 教えた生徒数 5.4倍 認定NPO法人発達わんぱく会（2016.3～2019.3）：療育児童数 2.6倍 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ（2018.9～2021.9）：プログラム受講教師の累計生徒数 11.7倍 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（2019.8～2022.3）：累積クーポン交付人数 1.8倍	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	617/800字
【経営支援の実績】 ・過去16団体と協働。内、本領域に取り組む団体での経営支援も経験（Kizuki、Loransなど） ・SIPの理事・スタッフ・アドバイザーがビジネスとソーシャルの両方で豊富な経験を有する。補足資料の「SIPの紹介と実績」をご参照。 【事例】 ・JVPF支援成果レポート～放課後NPOアフタースクール支援事例にみるJVPFの役割と、日本におけるベンチャーフィランソロビーの意味～ ・JVPF協働成果レポート～発達わんぱく会編（2016～2019） ・JVPF協働成果レポート～AsMama編（2015～2019） 【書籍】 ・『社会課題解決のための金融手法と実務：寄付・助成から革新的フィランソロビーへ』第7章 ベンチャー・フィランソロビーと社会的インパクト投資 【連携】 SIP・JVPFの理念に賛同するプロボノパートナー企業7社が専門性の高いスキルを提供 ・クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業（法律事務所） ・ペイン・アンド・カンパニー（戦略コンサルティング） ・ボックス・グローバルジャパン（PRコンサルティング） ・EYジャパン（プロフェッショナルファーム）他3社 【その他】 スタンフォード大学が発刊する社会変革リーダー向け季刊誌「スタンフォード・ソーシャルイノベーション・レビュー」の日本版発行人として計6冊発行し個人や団体へ知見を共有。※2024年4月以降、学校法人至善館が日本の運営を継承	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	第1段階：4団体、第2段階：最大4団体	
(2)実行団体のイメージ	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体。既に確立した明確なインパクトを創出している。しかし、資金や経営力に不足があり、成長のための基盤が作れず受益者が増えにくい傾向にある。	87/200字
(3)1実行団体当り助成金額	第1段階は実行団体あたり、300万円。使途は、人件費、調査研究費、旅費・交通費、業務委託費、等への資金拠出を想定。 第2段階は実行団体あたり、4,200万円。拠出タイミングは各実行団体と討議。使途は、実行団体の人件費、旅費・交通費、広告宣伝費、業務委託費、等への資金拠出を想定。なお、拠出方法は、KPIのマイルストーンを定めその達成可否に応じて拠出する形式をとる可能性もある。	188/200字
(4)案件発掘の工夫	・SIP知見や協働例、工夫した応募書類、等を積極的に共有し、対話を通じて、実行団体の質の高い検討を促進する。 ・公募前の複数回の動画配信やQA会も無料で参加者を限定せず公開し、多くの団体の関心を集める。 ・加えて、HPやSNS等での発信や、私的に開催しているソーシャルイベントや、活動で培ってきた全国の中間支援団体や実行団体とのネットワークを活用し関心がある方へ呼びかける	186/200字

Ⅸ.事業実施体制

		実施体制は内部4名、外部4～5名に加え、評価体制数名が中心。				299/300字				
(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等		・PO体制：PO 1名（SIP職員。経営支援経験を有する）、PO補佐 1名（業務委託。経営支援適正や特定の専門性を有する者を起用。SIP職員が育成） ・監督・支援体制：3～4名（SIPやJANPIA他案件の経営支援経験を持つSIP職員2名。業務委託 1～2名で体制強化。SIP職員が育成） ・経理体制：2名（1名SIP職員、1名業務委託。2名ともJANPIA他案件経験あり） ・評価体制：数名。インパクト評価の有識者、若年層の就労支援の有識者の経営者や大学教授を想定。 ・その他：SIP他理事6名、アドバイザー15名、プロボノ数社と連携								
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定		人数		内訳		他事業との兼務		左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載		
※資金分配団体用		1	名	新規採用人数 (予定も含む)				団体からの要請により 「事業計画書」の一部を 非公開とした。(JANPIA)		
				既存PO人数		1				
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制		・24年度にJANPIA資金分配団体として採択され、要件を満たして運営 ・日本財団・SIIFと連携し、助成事業を10年以上適切に運営 ・選定委員は利益相反を排して選定								83/200字
(4)コンソーシアム利用有無		なし								

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業	
	団体名	一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ	

	助成金
事業費	211,635,430
実行団体への助成	180,000,000
管理的経費	31,635,430
プログラムオフィサー関連経費	27,333,306
評価関連経費	19,450,000
資金分配団体用	10,450,000
実行団体用	9,000,000
合計	258,418,736

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	3,883,150	77,250,760	65,250,760	65,250,760	211,635,430
実行団体への助成		68,000,000	56,000,000	56,000,000	180,000,000
—					
管理的経費	3,883,150	9,250,760	9,250,760	9,250,760	31,635,430

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,333,330	7,999,992	7,999,992	7,999,992	27,333,306
プログラム・オフィサー人件費等	1,666,665	3,999,996	3,999,996	3,999,996	13,666,653
その他経費	1,666,665	3,999,996	3,999,996	3,999,996	13,666,653

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	970,000	5,660,000	5,660,000	7,160,000	19,450,000
資金分配団体用	970,000	2,660,000	2,660,000	4,160,000	10,450,000
実行団体用		3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	8,186,480	90,910,752	78,910,752	80,410,752	258,418,736

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	ソーシャル・イノベーション・パートナーズ		
郵便番号	141-0021		
都道府県	東京都		
市区町村	品川区		
番地等	上大崎3-2-1 目黒センタービル8階 SENQ目黒内		
電話番号	050-5470-7640（事務局長法人携帯番号）		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.sipartners.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://jvpf.jp/	
設立年月日	2012/11/09		
法人格取得年月日	2012/11/09		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキ サカエ
	氏名	鈴木 栄
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	タカツキ ダイスケ
	氏名	高槻 大輔
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	常勤職員のうち1名が事務局業務担当

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	7
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	3
個人その他会員 [人]	4

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	JCNE / ペーシックガバナンスチェック / 2023

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	8
申請前年度の助成総額 [円]	45,000,000

助成した事業の実績内容	上記2024年度実績を含め、日本ベンチャーフィランソロピー基金（JVPF）を通じ、過去12年間で合計16団体に対し総額472,434千円の資金拠出を実施（拠出予定額も含む）： 放課後NPOアフタースクール：2,000万円（2013-2017年） Teach For Japan：3,000万円（2015-2019年） AsMama：3,000万円（2015-2019年） 発達わんぱく会：3,000万円（2016-2019年） 和える：2,000万円（2017-2020年） ティーチャーズ・イニシアティブ：3,000万円（2018-2021年） チャンス・フォー・チルドレン：4,500万円（2019-2022年） Learning for All：3,724万円（2021-2023年） JOINS：2,996万円（2021年-） Ridilover：2,000万円（2021-2024年） スタンドバイ：2,990万円（2021-2024年） Rennovater：3,034万円（2022-2025年） キズキ：3,000万円（2022-2025年） ホームスタート・ジャパン：3,000万円（2023年-） 地域教育魅力化プラットフォーム：3,000万円（2023年-） ローランズプラス：3,000万円（2025年-） ※（）内は経営支援提供期間）
-------------	--

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2019-2023年度の4年間、日本財団助成事業（通常募集）を通じてJVPF運営にかかる活動費に充当する助成金交付を受領（事業名：社会的事業の成長に向けた伴走支援） （JVPF事業の日本財団から社会変革推進財団（SIIF）への移管により、2024年度以降はSIIFからの業務委託費という形で活動費を受領）

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択		
1					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業
団体名:	一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

					記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
					記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目					(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程								
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第16条				
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条				
(3)招集理由		公募申請時に提出	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	第38-39条				
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第17条				
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条				
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条				
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない						
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。								
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条				
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条				
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。								
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第2条				
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程	第4条				
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程第7条(決議事項)や会議体カレンダー等を根拠に運用上記載					
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程	第6条				
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第7条				
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程	第8条				
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程	第10条				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第8条				
● 理事の職務権限に関する規程								
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4-6条				
● 監事の監査に関する規程								
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第26条				
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程								
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款 / 役員の報酬等並びに費用に関する規程	第29条 / 第3条				
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第6条				

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程 / コンプライアンス規程	第5条 / 第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程 / コンプライアンス規程	第6条 / 第3条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程 / コンプライアンス規程	第7条 / 第3条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程 / コンプライアンス規程	第9条 / 第3条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程 / コンプライアンス規程	第1条-14条 / 第3条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第7条2項(1)
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条2項(2)
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3-5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第1-5条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第40-43、50-52条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第44-49条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第2条(3)
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14-18条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第6条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第25条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第15条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程 / 文書管理規程	第16-18条 / 第8-10条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第20-22条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第23-27条

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ定款

平成28年1月27日改訂

平成29年8月17日改訂

平成30年6月1日改訂

令和2年1月29日改訂

令和2年5月28日改訂

令和3年7月1日改訂

令和6年11月19日改訂

令和7年2月1日改訂

令和7年3月1日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区上大崎三丁目2番1号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社会に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助を行うことを目的として、次の事業を行う。

(1) 事業戦略・事業計画の策定

(2) 計画遂行のためのさまざまな経営資源の提供

(3) 財務・内部体制の整備

(4) 基金を通じた当法人の基金及び外部提携先財団の紹介等による資金提供

(5) 出版業

(6) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売

(7) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、制作及び販売

(8) 広告宣伝業

(9) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務

(10) 研修会、イベント、セミナーの企画、制作、運営及び実施

(11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体のうち、当法人の理事として当法人の事業の運営に積極的に貢献する者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) アドバイザー 当法人の活動に関して大局的な見地から助言を行う者で理事会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(社員資格の譲渡)

第7条の2 社員は、理事会の承認を経たうえで、社員の資格を理事に譲渡することができる。

2 社員に、当法人に対する債務がある場合には、その債務が弁済されるまで、前項の承認は、行わないものとする。

(経費負担)

第8条 正会員は、入会の際及び社員総会の決議があった場合に、出資金を納入しなければならない。納入すべき出資金の金額及びその支払い方法は、その都度理事会の決議により決定される。正会員以外の者は出資金の納入をすることができない。賛助会員・アドバイザーは当法人の活動に関して、寄付を行うことができる。

2 出資金は、いかなる場合であっても、正会員に返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 社員総会で総正会員の同意が得られたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の出資金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。正会員は、その出資金額10円あたり一個の議決権を有するものとし、10円に満たない出資金額については議決権を有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の員数等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名乃至2名を代表理事とする。

3 理事のうちから副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 代表理事、副理事長、専務理事、及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、社員総会の決議によって、その任期を短縮することができる。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

（報酬等）

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益の総額は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第30条 理事または監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 入会の基準並びに出資金の金額に関わる決議
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が会日の5日前までに招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認められるときには、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意の期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員名簿

(5) 役員の報酬の総額またはその基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 正会員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

第9章 附 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月末日までとする。

(設立時役員等)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 白石智哉

設立時理事 野宮博

設立時理事 三尾徹

設立時理事 柴田優

設立時理事 高槻大輔

設立時理事 小林和成

設立時理事 伊藤健

設立時代表理事 白石智哉

設立時監事 神田英一

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 野宮博

2 住所

氏名 三尾徹

3 住所

氏名 柴田優

4 住所 [REDACTED]

氏名 高槻大輔

5 住所 [REDACTED]

氏名 小林和成

6 住所 [REDACTED]

氏名 伊藤健

7 住所 [REDACTED]

氏名 白石智哉

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。